



基労補発第0116001号  
平成15年1月16日

都道府県労働局  
労働基準部長殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長  
(契印省略)

労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」施術に係る  
施術料金等の取扱いに係る運用上の留意点について

労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」施術に係る施術料金等の取扱いについては、平成15年1月16日付け基発第0116008号「労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」施術に係る施術料金等の取扱いについて（一部改正）」をもって指示されたところであるが、その運用に当たっては下記事項に留意し、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。

#### 記

##### 1 改正の趣旨について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師算定基準（以下「施術料金算定基準」という。）について施術者団体と協定を締結することの趣旨は、施術料金の統一かつ適切な運用を図ることにあることにかんがみ、今後は都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）が日本保険鍼灸マッサージ師連盟及び日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会以外のもあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師団体（以下「はり・きゅう師等団体」という。）であっても、広く協定を締結できることとしたものであること。

##### 2 算定基準の協定締結について

(1) はり・きゅう師等団体の会員の施術所の所在地が2以上の労働局にまたがっている場合は、各々の労働局において協定を締結するものであること。

この場合、はり・きゅう師等団体には会員の施術所の所在地が存在する各々の労働

局長と協定を締結する必要がある旨指導すること。

- (2) 要望のあったはり・きゅう師等団体が全国的な組織である等会員が広範囲に亘る場合は、各局の申し出に基づき本省で当該団体が施術料金の協定締結及び受任者払を行うに妥当か否か判断を行うことができること。

### 3 その他

昭和57年5月11日付け基発第326号-2「指名施術所に対する療養（補償）給付たる療養の費用の受任者払の取扱いについて」において、受任者払を認める施術所の要件は「施術料金算定基準に関する協定を締結している団体の会員であること。」とされていることから、本改正により日本保険鍼灸マッサージ師連盟及び日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会以外のはり・きゅう師等団体の会員であっても、受任者払を認める指名施術所の対象となり得るものであるので留意のこと。